

一般競争入札

令和8年6月25日付け

「衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕」一式

## 入札説明書

福島県衛生研究所

## 入札説明書

この入札説明書は、衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

### 1 発注者（契約権者）

福島県衛生研究所長 伊藤 理

### 2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、業務の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

### 4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に定めるところにより、申請に係る各種書類を作成し提出すること。なお、提出期限までに当該申請を行わなかったときは、入札参加資格が与えられないので十分に注意すること。

#### ア 提出期限

令和8年7月9日（木）午後5時

#### イ 提出先及び照会先

下記5の(1)のとおり

#### ウ 提出方法

入札者（法人にあつては代表権を有する者。以下同じ。）又はその代理人の持参若しくは書留郵便（「一般書留」及び「簡易書留」をいう。以下同じ。）による。

#### エ 提出書類

① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

②、①の申請書に示す添付書類

(2) 上記書類を提出した者に対しては、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2。以下「確認通知書」という。）を送付する。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 本件入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8560

所在地 福島県福島市方木田字水戸内16-6

機関名 福島県衛生研究所

電話番号 024-546-7104

F A X 024-546-8364

(2) 入札書及びその添付書類の提出日時及び提出場所

日時 令和8年7月24日（金）午後1時30分

場所 福島市方木田字水戸内16-6

福島県衛生研究所本館 3階中会議室

なお、郵送による入札は、不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年7月24日（金）午後1時30分

場所 福島市方木田字水戸内16-6

福島県衛生研究所本館 3階中会議室

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札者は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 確認通知書の写し

イ 委任状（様式4） ※代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額については、これを認めない。

## 7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5の(2)に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したも

の又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号(別記1)に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第249条第1項第1号又は第2号(別記2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、4の(1)に掲げる期日までに、以下の書類を4の(1)に示す場所に提出すること。

ア 入札保証金納付免除申請書(様式5)

イ 同種業務履行実績証明書(様式6)

おって、入札保証保険適用による免除申請は、別途開札日までに入札保証保険証券の原本を提出すること(原本は返却しないので留意すること。)

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条(別記3)に定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は、確認通知書(入札者が本書又は写しを持参すること。)の書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、更に1回に限り再度入札に付すことができるものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を入札日に提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義がある場合は、福島県知事に一般競争入札仕様書等に関する質問書(様式7)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

県は、一般競争入札仕様書等に関する回答書(様式8)を福島県衛生研究所ホームページに掲載することにより回答する。

質問の受付期間は、公告の日から令和8年7月2日(木)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)午後5時までとし、回答期限は、令和8年7月7日(火)までとする

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の挙動をする等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

#### 12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

### 13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、別紙「くじの方法」に定めるところにより、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

### 14 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について通知をするので、通知を必要とする者は発注者に申し出ること。

### 15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記4）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条（別記5）に定めるところによる。

### 16 契約書の作成

- (1) 落札者が電子契約を希望する場合

ア 落札者は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、衛生研究所宛に電子メールにより提出すること。

（メールアドレス [eiseikenkyuu@pref.fukushima.lg.jp](mailto:eiseikenkyuu@pref.fukushima.lg.jp)）

イ 電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページ／

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

- (2) 落札者が電子契約を希望しない場合

ア 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札

者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。

イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときとする。

ウ 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

18 契約条項

契約書及び福島県財務規則による。

19 その他

(1) 確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者又はその代理人の負担とする。

20 当該契約に関する事務を担当する課

上記5の(1)に同じ。

## 別記 1

### 福島県財務規則（抜粋）

（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第 169 条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 福島県債証券 額面全額
- 二 国債証券 額面全額の 10 分の 8
- 三 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の 10 分の 8
- 四 特別の法律により法人の発行する債券 時価の 10 分の 8
- 五 知事が確実であると認める社債券 時価の 10 分の 8

## 別記 2

### 福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三～四 （略）

2 （略）

## 別記 3

### 福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対

してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

#### 別記4

##### 福島県財務規則（抜粋）

##### （契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- 四 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六～八 （略）
- 九 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 十～十一 （略）
- 十二 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- 十三 （略）
- 十四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 十五～十八 （略）
  - 1 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。

別記 5

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の納付等）

第 2 3 1 条 契約権者は、第 2 2 9 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

（契約保証金の還付）

第 2 3 3 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

## 別紙 くじの方法

改札の結果、落札となるべき最低の価格での入札をした者が2者以上あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

### 1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなす。

### 2 くじの手順

- (1) 入札参加者が入札書の提出場所に到着した順（入札書提出日時順）にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を最上位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札者を2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札者を2順位とする。
- (5) 2順位のくじ番号に1を足したくじ番号の入札者を3順位とする。この場合において、2順位のくじ番号に1を足したくじ番号が存在しない場合には、0のくじ番号の入札者を3順位とする。
- (6) 4順位以下は、上記(5)の規定に準じて順位を決定する。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

#### ①入札書が到着した順にくじ番号を付与する。

A社：くじ番号 0  
B社：くじ番号 1  
C社：くじ番号 2

#### ②くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社：くじの数 072  
B社：くじの数 123  
C社：くじの数 452  
合計  $072 + 123 + 452 = 647$   
余り  $647 \div 3 = 215$  余り2

#### ③順位の決定

最上位は、余りの2と一致するくじ番号であるC社  
2順位は、 $2 + 1 = 3$ のくじ番号が存在しないので、くじ番号0のA社  
3順位は、 $0 + 1 = 1$ と一致するくじ番号であるB社

(様式1)

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県衛生研究所長 様

(〒 ー )

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電 話 番 号 ( ー ー )

F A X 番 号 ( ー ー )

(作成担当者職・氏名 )

令和8年6月25日付けで公告ありました衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件にすべて該当する者であること、また、下記2の添付書類の内容について事実に相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去2年間以内において、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人から同種の業務(研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学・環境省令第1号)に定めるP3レベルまたは、国際獣疫事務局(OIE)バイオセキュリティマニュアル及び世界保健機関(WHO)ラボラトリーバイオセーフティマニュアルに定めるバイオセーフティレベル3の基準を満たした実験室に限る)を受託した実績を有する者であること。

#### 2 添付書類

- (1) 役員一覧(仕様書の別記第7号様式)
- (2) 同種業務履行実績証明書(様式6)

3 入札保証金（該当する番号に○印を付すこと。）

- (1) 納入通知書により現金で納付する。（支払い予定額： 円）
- (2) 福島県財務規則第 169 条の規定による有価証券を提出する。
- (3) 入札保証金納付免除を申請する。

(様式2)

一般競争入札参加資格確認通知書

記 号 番 号  
令和 年 月 日

様

福島県衛生研究所長 印

先に申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したの  
でお知らせします。

記

公 告 日	令和8年6月25日	
件名及び数量	衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕 一式	
本公告に係る 入札参加資格 の 有 無	有	
	無	
	入札参加資格が ないと認めた理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を  
求めることができます。
- ※2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を  
求められますので、開札日に必ず持参してください。

(様式3)

### 入札書（見積書）

入札金額

金額 (税抜き)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機修理交換 一式

履行期間 契約締結日から令和9年2月26日まで

くじの数※ 

--	--	--

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(代理人 氏名

印)

福島県衛生研究所長

- (注) 1 入札書として使用する場合は、見積書を二重線で消し込むこと。(見積書として使用する場合は、入札書を二重線で消し込むこと。)
- 2 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
- 3 再度入札（見積）の場合は、入札（見積）書の前に「再」と記入すること。
- ※ 同額入札による「くじ」に使用する。任意の値（000～999。空欄をつくらないこと。012のように0（ゼロ）を記載する。）を記入すること。

(様式4)

## 委任状

私は都合により下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

### 記

令和8年7月24日に執行される衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕の入札及び見積並びに開札に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県衛生研究所

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

(様式5)

## 入札保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

福島県衛生研究所長 様

申請者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名 印

衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されるよう、下記の書類を添えて申請します。

### 記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行（契約履行中のものは含まない。）したことを証する同種業務履行実績証明書（様式6）

(注) 添付書類の1又は2に○印を付すこと。

(様式6)

同種業務履行実績証明書

令和 年 月 日

福島県衛生研究所長 様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

発注機関	
件名	
履行場所	
契約年月日	
業務の内容	
契約金額	

(注) 履行実績を証明するものとして、契約書の写しを添付すること。



(様式8)

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和 年 月 日

福島県衛生研究所長

公 告 日	令和8年6月25日
件名及び数量	衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕 一式
質 問 事 項	
回 答 事 項	
備 考	

業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

令和 年 月 日付けで締結した業務は、令和 年 月 日付けで着手しましたので届け出ます。

記

- 業務名 衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕
- 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

## 主任担当者通知書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

令和 年 月 日付けで締結した下記業務について、主任担当者を下記のとおり定めましたので、別紙経歴書を添えて通知します。

### 記

- 1 業務名 衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕
- 2 主任担当者

## 主任担当者経歴書

1. 氏 名：

2. 生年月日：

3. 本 籍 地：

4. 現 住 所：

5. 主任担当者が常駐する場所：

6. 当社における地位：

7. 最終学歴： 年 月 日 (学校科名) 卒業 (中退)

8. 取得資格： 1) 年 月 日 (資格名) (資格の登録番号)  
2) 年 月 日 (資格名) (資格の登録番号)  
(以下列記)

9. 職 歴： 1) (入社前経験) ( 年 月)  
2) (当社の経験) ( 年 月)  
(以下列記)

合計年数 年 ヶ月

10. 主に担当した業務： 令和●年度 ○○建設事務所 ××△△業務 主任担当者  
(以下列記)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

※ 職歴については、業務を担当した経験年月を記入すること。過去の経験年月（入社前経験など）も記入する。

## 業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

令和 年 月 日付けで締結した下記業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、報告します。

### 記

- 業務名 衛生研究所P3レベル実験室かかる送風機及び空調機交換修繕
- 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日

別記第4号様式（契約書第11条関係）

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所  
名称  
代表者

衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕  
令和 年 月 日付けで締結した上記業務について、契約書第11条の規定により、下記  
のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

## 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県衛生研究所長 伊藤 理

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。
- 5 貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員一覧」等により提出する当方の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は  
個人事業主の氏名



## 衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕契約書（案）

名 称 衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕

金 額 金 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）

期間着手 令和8年 月 日

履行期限 令和9年2月26日

上記の業務について、「福島県」を甲とし、「 」を乙として、次の各条項により本契約を締結する。

### （業務の仕様等）

第1条 乙は、別記「福島県衛生研究所P3レベル実験室にかかる送風機及び空調機交換修繕仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の金額（以下「金額」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の業務（以下「業務」という。）を完了させなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

### （契約の保証）

第2条 乙は、この契約に際し、金額の100分の5以上の額の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

### （権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面をもって甲の承認を得た場合は、この限りではない。

### （再委託の禁止）

第4条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、書面をもって甲の承認を得た場合は、この限りではない。

### （主任担当者）

第5条 乙は、業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者をあらかじめ定

め、その氏名その他必要な事項を書面により甲に通知しなければならない。また、主任担当者を変更したときも、同様とする。

2 乙は、甲からの要請等の受理、甲への依頼等を行う場合は、原則としてこの主任担当者を通じて行うものとする。

(業務実施状況の報告等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要と認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、金額又は履行期限を変更する必要があると認めるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第8条 乙は、天災その他その責めに帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第9条 業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延期間の日数に応じ委託料の額に年3.0%の割合で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(業務の報告及び検査)

第11条 乙は、業務終了後30日以内に、報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を実施し、

その結果を乙に通知するものとする。

(支払い)

第12条 支払いは精算払いとする。

2 乙は、前条にかかる報告に基づく検査に合格したときは、甲に対し金額の支払いを請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一 履行期限までに業務を完了しないとき、又は業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

三 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を甲に納付しなければならない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（財産の帰属）

第15条 乙の委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、甲に帰属するものとする。

（財産処分の制限等）

第16条 乙は、業務の実施に伴い取得した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 乙は、業務の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 業務の終了等により財産の処分が発生する場合には、甲の承認を受けなければならない。なお、委託業務の実施に伴い取得した全ての財産について、売り払い

により収入があったときは、甲に納付しなければならない。

4 業務の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、乙はこれを甲に返還するものとする。

#### (談合による損害賠償)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

#### (個人情報保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記（その1）「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### (秘密の保持)

第19条 乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

#### (関係書類の整備)

第20条 乙は、業務に係る収支及び雇用・就業の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和14年3月31日まで保存しなければならない。

#### (補則)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への甲乙の電子署名日が契約書に定める期間の着手日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める期間の着手日から生じるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市方木田字水戸内16-6  
氏 名 福島県  
福島県衛生研究所長 伊藤 理

乙 住 所  
氏 名

## 別記（その1）

### 個人情報取扱特記事項

#### （基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### （秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### （収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### （目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### （安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### （複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### （作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」とい

う。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

2 業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。

# 案内図

